



計画の推進体制

1 各種関係団体等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。

本市においては計画の策定過程で、各分野の関係機関関係者等における「橋本市障害者施策推進協議会」で審議しており、今後も、より一層連携を強化しながら計画の推進を図ります。

また、障がいのある人が利用するサービスは市内のみでなく近隣自治体にも及ぶため、広域的な連携についても強化し、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。

さらに、サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対して要望や提言等を行います。

2 計画の評価・点検

計画の進捗状況については、毎年「橋本市障害者施策推進協議会」で達成状況の点検・評価を行い、必要な対策を検討します。

また、障がい福祉サービスの提供を効果的なものにしていくために、適宜、障がい福祉サービスの利用者となる障がいのある人やその家族等の生活の状況や意向を把握していく必要があります。

計画の評価・点検に当たっては、橋本市障害者施策推進協議会や障がい者団体等と協議し、計画の推進状況の確認や見直しを行い、施策に反映していきます。